



農林水産省

担当府省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容	
農林水産省	1020060	サイエンスツアーの推進			D-1		当省では、科学技術に対する国民の理解を得ることは極めて重要であると考えており、「つくばサイエンスツアー」の実施は時宜を得たものと考え、当省所管の試験研究独立行政法人では、日頃から見学者等を随時受け入れており、特に、当省が運営する展示施設「つくばサイエンスギャラリー」(つくば市観音台)では、当省所管の試験研究独立行政法人の最近の研究成果を始め農林水産業における研究開発の内容を分かりやすい形で公開するとともに、農機具等の農林業技術発達資料を展示・紹介しているところである。当ツアー事業は17年度開始を目指して現在検討を進めているところと伺っており、今後十分情報交換を行い、当省の立場から必要な協力を行って参りたい。	提案内容は実現可能と解して良いか。				異存ない							1629	16292020	茨城県	つくばスミニアプロジェクト	・科学技術に対する国民の理解を得るには研究成果や科学技術を普及啓蒙する必要はあることから、各府省庁及び独立行政法人等は、つくばサイエンスツアー事業に参画し、見学者受け入れづくりに積極的に協力すること。 ・研究機関の取りまとめ役である文部科学省 研究交流センターにおいては、情報発信機能の強化を図ると共に見学者体制の整備にあたっては中心的役割を果たすこと。
農林水産省	1020070	補助対象施設の有効活用		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	D-3		補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	地域再生計画については、個別の事案ごとに審査することになるので、現段階で認定できるかについての判断はできないが、別表1、13004で対応可能と考えられる。	提案内容は実現可能と解して良いか。			現段階で認定できるかの判断はできないが、補助対象施設の有効活用については、地域再生による支援措置の利用が可能						1230	12302010	二本松市	二本松市埋蔵文化財センター設置計画	補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の減少している社会補助対象施設の転用を弾力的に認め、補助金相当額の国庫納付を求めないこととする。	
農林水産省	1020080	補助対象施設の有効活用		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	D-3		補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	支援措置別表130004に基づき、必要の著しく減少している補助対象施設について、最小必要限の条件を付しつつ、転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化し、補助金の返還を免除している。基本的には、公共利用の観点から地方公共団体を主体とし、かつ、農村振興基本計画等に位置づける場合には、当該支援措置による対応が可能。	提案内容は実現可能と解して良いか。			提案内容が以下の条件に合致すれば対応可能。対象施設が当初の補助目的に照らして、施設の需要が著しく減少していること。なお、需要が著しく減少している状況については、別途確認します。転用後の主体が地方自治体であること。提案内容が、農村振興基本計画に位置付けられていること。なお、位置付けが無い場合は、農村振興基本計画の変更が必要。					1245	12452010	長沼町	農業施設、生涯学習及び生涯体育施設共同による地域再生計画	農村総合モデル整備事業実施要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農村環境改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。		
農林水産省	1020090	補助対象施設の有効活用		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	D-3		補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	支援措置別表130004に基づき、必要の著しく減少している補助対象施設について、最小必要限の条件を付しつつ、転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化し、補助金の返還を免除している。基本的には、公共利用の観点から地方公共団体を主体とし、かつ、農村振興基本計画等に位置づける場合には、当該支援措置による対応が可能。	提案内容は実現可能と解して良いか。			提案内容が以下の条件に合致すれば対応可能。対象施設が当初の補助目的に照らして、施設の需要が著しく減少していること。なお、需要が著しく減少している状況については、別途確認します。転用後の主体が地方自治体であること。提案内容が、農村振興基本計画に位置付けられていること。なお、位置付けが無い場合は、農村振興基本計画の変更が必要。					1245	12452020	長沼町	農業施設、生涯学習及び生涯体育施設共同による地域再生計画	農村総合モデル整備事業実施要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農村運動広場に社会体育施設(町営グラウンド)としての併設利用を認める。		
農林水産省	1020100	既存施設の高度化に向けた改修の際の補助金の返還免除及び地方債の繰上げ償還の免除		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	D-1		補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	国庫補助金を用いて整備した設備等を処分制限期間内に処分する場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び施行令、農林畜産業関係補助金等交付規程等について考慮することが必要。基本的には、取得価格が50万円を超えるものを処分制限の対象財産としており、処分期間を有するものを処分について、農林水産大臣の承認が必要であるが、新物件が処分制限対象期間につき補助条件を承継すること、旧物件の処分益があれば新規購入費に充当することなどを条件として、補助金の交付の目的が達成される場合は、現行制度における対応が可能。	地域再生別表13004で個別の条件が適合すれば地域再生計画でも対応可能と考えられるか。				本件の提案内容は施設のより高度化を図るものであるが、地域再生別表13004は需要が著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるものであるため、条件に適合し、かつ、必要の著しく減少していること。なお、前回の回答の通り、現行制度における対応可能。				1301	13012020	柳井町 朝日村	ケーブルテレビジョン高度活用計画	過去に補助事業により取得した財産の処分について、高度化をはかるための改修により処分することとなる財産について、当該部分の補助金の返還及び地方債の繰上げ償還の免除を明示していただきたい。		
農林水産省	1020110	新物流体制構築のために目的外利用する施設の有効活用		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	D-3		補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	地域再生計画については、個別の事案ごとに審査することになるので、現段階で認定できるかについての判断はできないが、新物流体制の構築が地域再生に資すると認められるのであれば、別表1、13004で対応可能と考えられる。 なお、補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、施設の有効利用を図り農林水産業の振興に資することが見込まれる等、一定の要件を満たす場合は、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、施設の転用等を認めるよう承認要件を明示した運用通知を平成14年度中に作成することとしている。	提案内容は実現可能と解して良いか。			現段階で認定できるかの判断はできないが、補助対象施設の有効活用については、地域再生による支援措置の利用が可能							1415	14152010	宮崎県	宮崎県農産物新物流体制構築構想	補助事業で設置した既存施設の転用を弾力的に認めるとともに、手続きの簡素化及び補助金等返還措置を講じないことにより、新物流体制の構築の早期実現に向けた動きが加速できる。
農林水産省	1020120	国庫補助事業により整備した施設の一部目的外使用		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	D-1		補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	補助事業により整備した施設について、本来の利活用計画に支障を及ぼさない場合には、施設の有効利用を図る観点から、一部目的外使用を行うことが可能である。	提案内容は実現可能と解して良いか。			提案内容は、本来の利活用計画に支障を及ぼさない範囲において有効活用を図らうとするものであり、実現は可能であると考え。						1241	12412020	相馬市	ひとり暮らし高齢者世帯等への配慮サービスマンによる地域再生構想	国庫補助事業により整備した施設を、耐用年数を経過したかどうかに関わらず、また本来の使用目的の附けと異なる場合に、地域再生により一部目的外使用を認める。国庫補助事業により整備された施設は、本来の使用目的のために供されなければならないが、必ずしも毎日、毎時限のように使用されているとは限らない。使用されていないあるいは使用状況の少ない日に限り、施設の一部目的外使用を認めることで、施設のさらなる有効活用を図り、地域振興につなげることができる。	

農林水産省

担当府省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)名称	支援措置に係る提案事項の内容		
農林水産省	1020130	補助事業で建設した施設における民間活用を促進した施設における営利販売による地方財政の軽減	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	D-1 D-3 (又はC)	支援措置別表13004に基づき、需要の著しく減少している補助対象施設について、最小必要の条件を付しつつ、転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化し、補助金の返還を免除している。基本的には、公共利用の観点から地方公共団体を主体とし、かつ、農村振興基本計画等に位置づけられる場合には、当該支援措置による対応が可能。また、有償による使用については、補助条件を継承し、徴収する使用料が管理費等の範囲内である等の場合には、現行制度における対応が可能。	支援措置別表13004については提案内容が、以下の条件に合致すれば対応可能。 対象施設が当初の補助目的に照らして、施設の需要が著しく減少していること。なお、需要が著しく減少している状況については、別途確認します。 転用後の主体が地方自治体であること。 提案内容が、農村振興基本計画に位置付けられていること。なお、位置付けが無い場合は、農村振興基本計画の変更が必要。 また、「補助金適正化法第22条」及び「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱について(平成元年3月31日付け農林水産省大臣官房総務課長通達)」により、補助事業等により取得した施設を、有償で補助目的以外に使用する場合は大官承認が必要であり、徴収する使用料が管理費を超える場合は、管理費を差し引いた使用料につき補助金返還すること及び処分制限残存期間は、補助条件を継承することを条件とする場合において、現行でも対応可能。												1246	12462010	石川県	公共等施設内の多目的 営利利用による地方財政軽減構想	現施設の補助目的の機能を維持させた上での多目的利用 ・地域活性化施設(コミュニティ施設)等の多目的利用による地方財政の軽減 【趣旨】 地域活性化施設(コミュニティ施設)の維持管理に係る費用については、地域のボランティアや地方公共団体が負担しており、特に過疎地域の施設管理費については地方財政の負担が大きい。 現在、国の施設利用に対する指導では施設内での営利目的の常設販売が制限されており、販売などは各種イベントの開催時における地域特産物等のPR目的として限定して認められている。 施設設置目的をさらに向上させるため、地域の活性化施設へ都市住民(観光客)がさらに訪れてもらうためには、来訪者の多様なニーズに応える必要がある。 【内容】 地域活性化施設内の多目的利用について(民間活用を志願)		
農林水産省	1020140	バイオマスタウンの公表基準における地域設定の弾力化	バイオマスタウン構想基本方針	バイオマスタウン構想の実施主体は市町村となっている。	B-1	バイオマスタウン構想の作成主体は、地域の取組の中核となるべき市町村が担うべきと考え、バイオマスタウン構想策定における地域設定については、経済的、社会的、地理的なつながりを持ち、地域の関係者が協力をし、地域社会全体で総合かつ効率的にバイオマスを活用が進められる範囲内において、市町村が最適な地域であるものと判断した場合は、市町村の一部地域についても認めることとする。													1148	11482110	青森県	環境・エネルギー産業プロジェクト構想	バイオマスタウン構想基本方針において、バイオマスタウンの定義については、「バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域」としているものの、実施主体については市町村としている。しかし、バイオマスの利用については、バイオマスの収支が効率的に行なわれるよう設計された地域単位で実施されるべきものであり、現状の市町村単位とは必ずしも合致しないこと。また、今後、市町村合併の進展による自治体の広域化も予想されることから、バイオマスタウンとして公表する際の基準における地域設定においては、市町村単位のみならず、農業センサス上の新市区町村単位等任意の「地域」についても認めることを要望する。		
農林水産省	1020150	防災・危機管理に関する権限移譲	災害対策基本法	内閣総理大臣及び関係大臣により構成する「中央防災会議」のほか、「都道府県防災会議」及び「市町村防災会議」を設置し総合的かつ計画的な防災行政の整備推進を図る。	E	現在、道州制の議論については、政府全体として検討を行っており、また、広域的な防災体制については内閣府が主体となって検討を行っているところであることから、権限の移譲については、その経過を勘案しつつ政府全体として検討を行うべき問題である。													1475	14752010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経産者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	広域的な防災・危機管理体制の構築	「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法はじめ所法の法令等を改正すること。 非常時に権限の集中が行えるよう、防災、災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州(産業界再生)特区」に移譲すること		
農林水産省	1020160	加工用米作付に係る補助金返還対象から除外	事務次官通達44農地A第165号(新規開田の抑制)について、事務次官通達45農地A第1086号(土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について)、農地局長通達46農地A第1007号(一般土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置要領)、昭和30年8月27日法律第179号(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)	平成16年度からの当面の需給調整については、面積を管理し米を作らない面積を配分する方式から、米の生産量を調整する方式に転換したことから、米や転作作物を存付する等の対象範囲の設定は行わなれど、米の生産調整の仕組みは変わらぬこととなり、米の生産調整は継続して行われることとなる。開田については、引き続き「新規開田抑制」について(昭和44年2月1日付44農地A第165号)によるものとしていることである。	D-1 (C)	加工用米については、米の数量調整実施要領(平成16年4月1日付15農食第825号農林水産事務次官(食糧通知)第4の1の規定に基づき、生産確定数量の半数として扱う米穀とされ、米の数量調整実施要領(平成16年4月1日付15農食第826号農林水産省総合食料局長通知)別紙4第4の2に基づき認定を受けた全国生産出荷団体等の加工用米取組計画の下で実施されることとなっている。 提案の補助金返還の対象から除外することについては、農地において生産される米が加工用米として確実に利用されることが確認でき、加工用米を導入することにより農家の経営状況が改善される等の特殊性があれば「土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について(昭和45年7月4日付45農地A1086号)」の特例措置により対応が可能である。 なお、提案の補助金により造成した土地改良施設については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」第22条の適用を受けるものである。													1248	12482010	石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	河北潟干拓地内における加工用米作付について、新規開田抑制通達に基づく「土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について」の適正化における補助金返還となっている事業完了後5年以内の開田を返還対象から除外する。		
農林水産省	1020170	遊休地と休田の活用を民間に認める権限を移譲	農地法第4条、第5条	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。	D-1	提案概要では、休耕田に設置しようとする施設の詳細は不明であるが、農業公共投資の対象となっていない農地など優良農地以外の農地については、周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられている等所要の要件を満たす場合、農地法の転用許可は可能であり、民間の事業に活用することができ、															1026	10262042	社会福祉法人 兼手会、カブトインク、グレイズ株式会社、有限会社カ、個人	社会福祉施設に特化した住みたくな町づくり特区構想	1.求職者情報が求人事業者で情報が公開されていない場合あり、直接事業者と個人が面談や電話で雇用条件の確認が出来ない。 2.生活保護者と収入格差がない基礎年金のみ利用者に対しての1割負担は、大きな問題である。 3.事業者は、転作助成金全額で作りたくもない米以外の農作物を形式的に作っているだけで休耕田や遊休地が有効に活用されていない。 4.現在の生きがいデイは、市町村の認可事業で取得権益を持った大きな社会福祉施設や市町村が直接運営する社会福祉協議会が独占的に事業を行っている為、新設単独事業者との競争が不公平であり、経営を圧迫している。

農林水産省

担当府省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
農林水産省	1020180	観光船専用パスを有する港湾施設を活用したクルーズ観光振興のための開港	植物防疫法4条第3項	植物類を輸入する場合は植物防疫法に基づき(指定港)に輸入することとなっている。	D-1		植物検疫では、植物を輸入する際には植物防疫法上の指定港に輸入することとしている。 重要港湾の基準を全て満たす場合に植物防疫法上の指定港に指定する見込みがあり、検査場所の確保等港湾関係者の協力体制が整備されている場合等に行っているものである。 このため、各種態においても、当該条件を満たせば植物防疫法上の指定港の検疫は可能である。ご提案のような特別な基準を設けなければ名瀬港を指定できないものではないと認識している。		外国船が国内港に入港する際、船内の生ごみを船外に搬出し処理することは、現行では植物防疫法上の指定港に限られており、指定港以外でも処理できる対策を講じていただきたい。			船内生ゴミであっても植物類が混入している場合は、当該植物を介して、ミカンゴキバエ、アリモドキソウム等の重要な病害虫が国内に侵入する可能性があることから、植物検疫は必要である。 なお、当該要請については、クルーズ船が一定量入港する見込みがあり、かつ検査場所の確保等港湾関係者の協力体制が整備されている等の条件を満たせば指定港化は実現可能である。			植物防疫法上の指定港化の要件の一つとしてクルーズ船が一定量入港する見込みが必要であるとしているが、貴省ではクルーズ船の一定量とはどの程度とお考えか伺いたい。		年間の入港が12便以上を目安としている。	1056	10562010	名瀬市、社団法人電気大南青年部	観光船専用パスを有する港湾施設を活用したクルーズ観光の振興	以下の基準を全て満たす港湾をクルーズ観光指定港として開港する。 近隣の開港までの距離が330キロメートル以上 観光船専用パスを有する
農林水産省	1020190	地方が独自で実施する農産物の表示・認証制度の国による格付け支援	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第7条第1項及び第2項 有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号) 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成14年10月1日4食第3889号)	国際的に通用する食の安全・安心に応える制度として、コーデックス委員会(FAO/WHO合同委員会)において採択された国際的な有機の規格である「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」に準拠して定められた。農林物資の規格化及び適正化に関する法律に基づく有機農産物の日本農林規格(有機JAS規格)が制定されている。 また、化学合成農薬や化学肥料を使用しない、あるいは一定以上節減して栽培された農産物について、消費者にとって生産者の顔が見え、安心して農産物を購入できるよう、全国統一な基準である特別栽培農産物に係る表示ガイドラインが制定されている。 これら、統一した制度のみでは各地に届いた環境保全型農産物の取組みをすべて網羅することは困難であることから、各地域の実情に応じ、都道府県等において独自の認証制度が制定されている。	D-1		国際的に通用する唯一の基準であるコーデックス委員会の「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」に準拠して定められた。農林物資の規格化及び適正化に関する法律に基づく有機農産物の日本農林規格(有機JAS規格)が制定されている。 また、化学合成農薬や化学肥料を使用しない、あるいは一定以上節減して栽培された農産物について、消費者にとって生産者の顔が見え、安心して農産物を購入できるよう、全国統一な基準である特別栽培農産物に係る表示ガイドラインが制定されている。 これら、統一した制度のみでは各地に届いた環境保全型農産物の取組みをすべて網羅することは困難であることから、各地域の実情に応じ、都道府県等において独自の認証制度が制定されている。		地方独自の表示・認証制度について格付けする旨を再度検討し回答されたい。			現行の制度下においても、地方独自の表示・認証制度を定めることは可能であり、したがって地場農産物が有機農産物のJAS規格、生産情報公表農産物のJAS規格(16年度中に導入予定)等全国統一な規格の基準を満たす場合には、その格付けを受けながら、別途、地方独自の表示・認証制度による農産物の表示を行うことは可能である。						1486	14862010	徳川市、ひまわり農業協同組合、豊川市、豊川地区農政企画協議会	アグリートエコロジー構想(agricultural)と食(eat)と環境(ecology)の循環(circulation)によるまちづくり	地方が独自の基準と審査方式を設けて実施している地場農産物の表示・認証制度について、食の安全安心という観点から消費者の信頼性を補完する仕組みとして、国又はそれと同等の機関によって地方の表示・認証制度の内容について、自律的にも連携可能な国際的な基準を設け、これに基づき当該表示・認証制度の格付けを行い、その旨を農産物に表示することを可能とする。
農林水産省	1020200	地域独自のオーガニック認定に対する支援	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第7条第1項及び第2項 有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき定められた有機農産物の日本農林規格は、コーデックス委員会(FAO/WHO合同委員会)において採択された国際的な有機の規格である「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」に準拠して定められたものである。当該ガイドラインに従い、国の登録を受けた登録認定機関から有機農産物の日本農林規格に合致した生産が行われているという認定を受けた認定事業者により格付けの表示(「有機」JASマーク)が付けられたものでなければ、「有機」「オーガニック」とはこれと異なる表示をすることはできないこととされている。	C		家畜の排泄物に由来する堆肥等については、化学的に合成された物質を添加しないものであれば、有機農産物の日本農林規格に合致する資材として使用できることとされており、この肥料等を使用して生産された農産物が有機農産物の日本農林規格等のJAS法令上の要件を満たしていれば、独自のオーガニック認証制度により一般農産物と差別化することは可能である。 しかしながら、有機農産物の日本農林規格に合致しない資材を使うなど、「有機」JAS制の要件を満たしていない場合に「有機」等と表示すること、消費者の選択に支障が生じ有機農産物に対する信頼が損なわれJAS法に反するものにも、コーデックスガイドラインにも反するものである。 なお、他の農産物と差別化して「那須ブランド」等の独自の名称を用いた農産物認証制度を創設することについては何ら問題ないこととされている。	D-1	提案の趣旨を踏まえ、再度検討し回答されたい。			家畜の排泄物に由来する堆肥等については、化学的に合成された物質を添加しないものであれば、有機農産物の日本農林規格に合致する資材として使用できることとされており、この肥料等を使用して生産された農産物が有機農産物の日本農林規格等のJAS法令上の要件(登録認定機関による認定を受ける等)を満たしているのであれば、更に地域独自の要件を加えて独自のオーガニック認証制度を設けることは可能である。			JAS法令上の要件を満たし、登録認定機関による認定手続きについては十分承知しているところであるが、有機JAS制度による手法は、労力と金銭的負担が過大であり、農家負担が大きくなるため、当プロジェクトの主旨を十分に踏まえ、特別処理を提案しているものであり、通り一遍の回答は求めてはいない。			1216	12162040	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	畜産農産物をベースとしたバイオガスプラントからの発酵残渣(消化液)及び堆肥化施設で生産される堆肥を使用した「那須ブランド(仮称)」農産物について、独自のオーガニック認証制度により、有機農産物として差別化することを認めていただきたい。
農林水産省	1020210	転用に伴う整備計画の処理 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条 転用後の整備事業に対する支援措置 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第10条及び第11条 失効期日以降の支援措置 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第10条及び第11条	農地法第3条第4項第1号、農地法第3条第4項第2号、農地法第3条第4項第3号	転用に伴う整備計画の処理 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条 特定施設の整備計画の認定を受けたものは、当該認定に係る整備計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。 認定事業者が認定計画に従って取得して特定施設又は当該特定施設の敷地である土地については、地方税法で定めるところにより、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税又は事業所税について、必要な措置を講ずる。 国及び地方公共団体は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するために必要な資金の確保又はその融通のあつせんにも努めるものとする。	C-D-1 C		民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条は、認定を受けた特定施設の整備計画を変更する場合の規定であり、14号施設等新たな特定施設の整備計画の認定は同法第4条による認定によって行われることとしている。 転用後の整備事業に対する支援についても、現行の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第10条及び第11条により行うことができる。 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の失効期日以降の支援措置については、新たな税財源措置が必要となることから、対応することができない。		提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条は、認定を受けた特定施設の整備計画を変更する場合の規定であり、14号施設等新たな特定施設の整備計画の認定は同法第4条による認定によって行われることとしている。 転用後の整備事業に対する支援についても、現行の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第10条及び第11条により行うことができる。 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の失効期日以降の支援措置については、新たな税財源措置が必要となることから、対応することができない。						1132	11322011	洲本市	民生施設の活用による「みなと再生構想	民生法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第2条の特定施設の1つに該当する場合は、転用に伴う整備計画の処理と同法第5条の規定に基づき行うこととする。併せて、その整備事業に対しては、同法の失効期日である平成18年5月29日以降も同法の適用があるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財源の目的外処分の禁止期間に関係なく、国庫補助金の活用を要しないこととする。
農林水産省	1020220	農地取得等に係る下限面積の設定の権限移譲	農地法第3条第4項第1号、農地法第3条第4項第2号、農地法第3条第4項第3号	農地の権利移動を行うときは、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が「原則として」北限は2ha以上であることが許可要件の一つとなっている。また、例外として、上記の下限面積を当該地域に適用することが農地状況等当該地域の実情に適さない場合には、都道府県知事の判断により、一定の要件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。	C		県内でも、土地利用型の農業が中心の市町村や、本市のように都市型農業の振興を図ろうとする市町村など、農業に関する状況は様々である。また、市町村の中でも地域によって状況が異なることもあるため、各市町村がそれぞれの地域の状況に応じて、きめ細かく下限面積を定めればよいのではないかと、市町村の決定に適切に反映されることについて再度検討し回答されたい。		県内でも、土地利用型の農業が中心の市町村や、本市のように都市型農業の振興を図ろうとする市町村など、農業に関する状況は様々である。また、市町村の中でも地域によって状況が異なることもあるため、各市町村がそれぞれの地域の状況に応じて、きめ細かく下限面積を定めればよいのではないかと、市町村の決定に適切に反映されることについて再度検討し回答されたい。			本市は、下限面積が異なる2つの地域に分けられているが、地域が広範囲であるため、同一市内であっても農業状況が異なる地域が混在し、同面積が実態に即していないという状況も見受けられる。 一方、農業者の減少、耕作放棄地の増加など近隣の農村地域以上に本市農政の将来性には危機感をもっており、新規就農者の確保には臨んでいる。 このような状況を解消するためにも、地域の実情に詳しく、市町村が別段の面積を定めることにより、例え、同じ営業条件下で農業を営むとする新規就農者が経営開始に当たって求められる農地の規模やその他の投資額に違いが生じるという弊害が想定される。 市町村が別段の面積を定めることと場合、営業条件が同一であっても、市町村によって下限面積が異なるという不公平が生じることにより、例え、同じ営業条件下で農業を営むとする新規就農者が経営開始に当たって求められる農地の規模やその他の投資額に違いが生じるという弊害が想定される。 市町村が別段の面積を定めることにより、例え、同じ営業条件下で農業を営むとする新規就農者が経営開始に当たって求められる農地の規模やその他の投資額に違いが生じるという弊害が想定される。					1535	15352010	北九州市	農地取得等に係る下限面積の権限移譲	農地取得に係る下限面積は農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の告示で定められているが、本市の場合は、昭和57年の告示以降20年余り改定がなされていない。しかし、その後の農業を取り巻く環境は大きく変わり、耕作、施設農業へと次第に転換したため、現状の下限面積が実態に即したものであると見ていない。 そこで、農地法第3条第2項第5号の規定の業が持つ農地取得等に係る下限面積を設定する権限を本市に移譲する。	



農林水産省

担当府省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
農林水産省	1020280	土地改良施設の目的外使用に係る規制の緩和	補助金適正化法第22条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。	D-1	補助事業により造成された土地改良施設を活用して小水力発電を実施する場合、地方自治法その他の関係法令について考慮することが必要。 基本的には、河川法等所管の法令の継続を了し、農業用水の十全な利用を引き続き確保し、維持管理を含めて受益者の合意が得られ、土地改良施設にかかる事業実施主体の同意が得られている場合など、補助金の交付の目的が達成され、土地改良施設が発揮している機能が支障を及ぼさない範囲内において発電行為を行うことを内容とする場合には、現行制度における対応が可能。	提案者の趣旨は、補助金返還を不要とすることで、ご指摘の目的外使用の4項目がクリアできた場合に、民間企業が発電所を設置する際の既存の土地改良施設の使用に伴う費用負担の回避を免除できるように要望しているもの。(通常、施設の財産処分制限期間以内の目的外使用は、費用負担アロケーションの対象となる。)							補助金適正化法第22条は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限に関して規定したものであり、原則として交付行政の承認を受けずに、補助目的に反する取得財産の使用等を禁止したものである。 なお、農業用水路を活用した小水力発電を行うに当たり、その施設の使用については、基本的に、適正な対価なくして、譲渡、貸し付けしてはならないこととされている(「地方自治法第23条」)。右記意見に照しては、県の判断により現行制度における対応が可能であると考えている。 但し、県が有償で目的外使用を許可する場合等にあっては、国庫補助率に応じた返還金を求めることとなる。	1459	14592020	富山県	ふるさと創造小水力発電プラン	民間企業が、R P S 法認定の発電の共同事業者として参入する場合には、施設の土地改良施設の使用に伴うバックアロケーションを免除し、目的外使用の承認の提出のみとする。	
農林水産省	1020290	国有造成施設の改修と多目的利用	国有財産法第2条、同施行令第13条、14条	土地改良法第9条	C D-1	1 国有土地改良事業により造成された土地改良財産については、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用させ、又は収益他目的に使用させることができる。また、農業事業、水産事業等の公益事業の用に兼ねて供する必要がある場合には、その財産の本来の用途又は目的を妨げない限り、他の用途又は目的に使用させることができる(共有持分付与)制度が国有財産法の特例として土地改良法において定められており、これらの制度を活用して施設の有効活用を図ることが可能となっている。 2 これらに係る対価等については、財政法上の国の財産は…適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けしてはならない。とされていることから、これに即して、発電事業等の他の利水の用に供する場合、建設費負担相当額を徴収することとなる。 3 なお、土地改良財産は、国有財産であるものの、その造成に当たっては、一般的に、都道府県、市町村、受益農業者等の負担が大きいことから、仮に他目的利用の対価を無償とした場合、費用負担者等に不利益を与える場合がある。	都道府県、市町村の受益者の同意が得られれば対価を無償とするという点も検討できないか、また、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。							1 土地改良財産を本来の用途以外の発電事業等の利水の用途に供する場合、これらの利用に関しては、関係する都道府県、市町村又は受益者たる農業者等の合意が得られることが前提となるが、その対価については、国有財産の取扱いであり、これらの者の同意にかかわらず、財政法等に即して、その適正な対価として建設費負担相当額を共同事業の費用負担分けと同様の趣旨により、徴収することとなる。 2 また、土地改良財産は、国有財産たる行政財産(公共財産)として行政目的の農業用水の貯留、取水等に供する必要があるが、社会経済情勢の変化等に対応して、当該財産を発電事業等の利水の用途に供する必要がある場合、本来の用途又は目的を妨げない範囲で他目的使用や共有持分付与制度の活用による積極的な利用が可能となっている。 3 しかしながら、これらの利用が国有財産としての本来の用途の一部を変更するものであること、河川法等との事前の調整が必要となるものであること等から、国有財産としての取扱い上、国はその内容を個別具体的に把握し、今後も財産としての本来の用途又は目的に支障を生じないものであるかを検討の上、その利用の妥当性等を判断する必要がある。	1276	12761020	深川市	環境と共生する国庫補助金	国営造成施設の多目的利用等については、土地改良法第9条4条の4の2の規定により、可能となっているが、現実には難しい状況である。	
農林水産省	1020300	国庫補助金により整備したケーブルテレビ施設の高度利用(デジタル化)における補助金等適正化法の適用除外	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	D-1	国庫補助金を用いて整備した設備等を処分制限期間内に処分する場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び施行令、農林水産省関係補助金等交付規則等について考慮する。 基本的には、取得価格が50万円を超えるものを処分制限の対象財産としており、残存期間を有する財産の処分については、農林水産大臣の承認が必要であるが、新物件が処分制限現存期間につき補助物件を承継すること、旧物件の処分益があれば新規購入費に充当することなどを条件として、補助金の交付の目的が達成される場合は、現行制度における対応が可能。	地域再生別表13014で個別の条件が適合すれば地域再生計画でも対応可能と考えられるか。						本件の提案内容は施設のより高度化を図るものであるが、地域再生別表13004は需要が著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるものであるため、条件に適合しない。 なお、前回の回答の通り、現行制度における対応可能。	1130	11302010	洲本市	ケーブルテレビ高度利用構想	ケーブルテレビ施設の高度化(デジタル化)にあたっては、既存施設が国庫補助金を活用して多年度にわたって整備されていることから、補助金等適正化法が積極的に適用されるため、同法の適用を除外して国庫補助金の返還を要しないものとする。		
農林水産省	1020310	土地改良事業における公園やグラウンド等整備に係る支援	土地改良法第8条第5項、土地改良法の一部を改正する法律の施行について(昭和48年2月8日48補改第8号)	農用地の改良、保全等に必要な限りにおいて、土地改良事業の施行区域内に非農用地を含めることができることとしており、非農用地区域として事業計画において設定できる面積は事業施行地域の3割以内としている。	D-1	土地改良事業において、非農用地を地区に含めるに当たっては、農用地の改良・保全等の事業目的を達成する上で適切な位置にあり、妥当な規模である必要がある。しかしながら、土地改良事業の施行地域の3割を超えるようなまとまりのある非農用地を設定する必要があるときは、当該区域で事業実施後に非農用地とする土地(山林、農地等)を地区に除外し、専ら非農用地とする非農用地区域と組み合わせて農地転用を行うことにより、3割を超えた一団の非農用地(公園やグラウンド等)の確保を図ることが現可能となっている。	提案内容は実現可能と解して良いか。						措置の概要(対応策)により、提案内容の実現は可能と考える。	1633	16332020	茨城県	カシマスポーツ交流圏創造プロジェクト	【その他】農地の集団化を図るうえで不可避となる介入山林を取り込む土地改良事業の場合において、土地改良事業と公園やグラウンド等の交流施設整備を円滑に進めるために非農用地区域の設定割合を緩和する。		
農林水産省	1020320	ヒューマンズ・ゲールの素材や施工方法による小規模公共工事の実施	各補助事業の実施要領、要領等、農業農村整備事業等における農家・地域住民等手工加減の直営施工について(農林局長・生産局長通知)	農業農村整備事業においては、施設の機能が確保され、かつ構造の安全性が保たれることを前提に、地域の特性に応じた弾力的な基準の適用や、環境に配慮した事業の実施を図っている。 また、環境との調和と配慮については、調査・計画・設計における基本的な考え方や仕組み、留意事項等について、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画(設計の手引き)」としてまとめられており、これを踏まえて事業を実施している。 さらに、施工方法の弾力化に関しても、簡易な整備に関する直営施工方式の普及を図っているところ。	D-1	農業農村整備事業においては、現状においても、それぞれの地域の特性に応じた弾力的な整備や環境との調和に配慮した事業実施を推進しているところである。 今後、制度の現状機にあるような、諸制度の活用を検討して頂きたい。										1534	15342010	北九州市	ヒューマンズ・ゲールの素材や施工方法による農家・地域住民等手工加減の直営施工の実施	農村部における小規模公共施設(農道、水路等)にヒューマンズ・スケール(人間的な尺度)を重視した素材や施工方法を用い、環境に配慮した施設・構造物や緑地の空間を創出する。
農林水産省	1020330	農地転用許可手続の簡素化	農地法第4条、第5条、別則第2項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としており、4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。都道府県知事は、原則として、2haを超え4ha以下の農地転用許可をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。	C	農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点から、適切な国の関与の在り方を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え、農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえた更なる慎重な検討が必要とされており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地転用の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。 また、農地転用の改革の検討状況については、具体的に示された。						農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点から、適切な国の関与の在り方を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え、農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえた更なる慎重な検討が必要とされており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地転用の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。具体的には、食料・農業・農村政策審議会企画部において議論されているところである。	1595	15952050	北海道	活力ある農業・農村再生プラン	2haを超え4ha以下の農地を知らず転用許可する場合の大臣協議を廃止することから大臣協議を廃止しても、事務能力及び体制上の問題は無い。		

農林水産省

担当府庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)名称	支援措置に係る提案事項の内容
農林水産省	1020340	農地法に係る4ha以上の農地転用許可権限の農への移譲及び2haを超える知事の許可に係る国への事前協議の廃止	農地法第4条、第5条、附則第2項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。 4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。 2haを超え4ha以下の農地転用許可をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。	C		農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点等を踏まえ、適切な国の関与の在り方を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ更に慎重な検討が必要と考えられており、現在行っている新たな「食料・農産・農村基本計画」の策定に向けた農地転用の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	地域づくりに関連の深い農地転用許可は、地域の実情に精通している農知事において、他の土地利用関係法令とともに総合的・一元的な土地利用規制を行うことが、総合的な推進につながるかと考える。			農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点等を踏まえ、適切な国の関与の在り方を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ更に慎重な検討が必要と考えられており、現在行っている新たな「食料・農産・農村基本計画」の策定に向けた農地転用の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。具体的には、食料・農産・農村政策審議会企画部において議論されているところである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	地域づくりに関連の深い農地転用許可は、地域の現状に精通している農知事において、他の土地利用関係法令とともに総合的・一元的な土地利用規制を行うことが、総合的な推進につながるかと考える。 食料・農産・農村政策審議会企画部会で示された中間論点整理(案)においては、「農地転用の許可に関する国と地方の関係の在り方について、検討の必要がある。」とされており、本県提案の趣旨に沿った検討をお願いしたい。			農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点等を踏まえ、適切な国の関与の在り方を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ更に慎重な検討が必要と考えられており、現在行っている新たな「食料・農産・農村基本計画」の策定に向けた農地転用の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。具体的には、食料・農産・農村政策審議会企画部において議論されているところである。	1140	11402050	広島県	分権ひろしま活性化プラン	4haを超える農地転用のための許可権限において、事務処理の効率化や、将来の基礎自治体への窓口のワンストップ化や総合的にまなびづくりを推進するため、権限移譲に伴う所要の地方財政措置を講じた上で、当該許可について県で行えるよう農地法を改正すること。
農林水産省	1020350	農地転用及び農用地区の除外に関する権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第13条、農地法第4条、第5条	農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	CD-1		本提案は先端技術産業・研究開発施設の集積を図るものであり、多極分散型国土形成促進法等の地域整備法に基づく(基本構想等に位置づけられた場合には、4haを超える農地転用許可についても都道府県知事の許可権限であり、さらに、地方自治法第117条の17の2の特例条項により市町村への許可権限の委譲は可能となる。 また、上記基本構想等に位置づけなくとも、周辺の土地の農業上の利用に支障がない等の要件を満たす場合には、農用地区域から除外が可能であり、農地転用許可は可能である。 なお、農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、都道府県知事との同意を要する協議は優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きであり、また、総合規制改革会議の第3次答申においても農地転用規制の厳格化を求められているところであり、この答申を尊重する旨協議決定されているところである。	提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				本提案は先端技術産業・研究開発施設の集積を図るものであり、多極分散型国土形成促進法等の地域整備法に基づく基本構想等に位置づけられた場合には、4haを超える農地転用許可についても都道府県知事の許可権限であり、さらに、地方自治法第117条の17の2の特例条項により市町村への許可権限の委譲は可能となる。 上記基本構想等に位置づけなくとも、周辺の土地の農業上の利用に支障がない等の要件を満たす場合には、農用地区域から除外や農地転用許可が可能であり、研究開発施設等の整備という提案の趣旨は現行制度でも実現が可能である。 また、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事前協議等に対応するとともに、関係部間の連絡調整を円滑に行うよう国として助言するなど、迅速化に努めているところである。 なお、農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、都道府県知事との同意を要する協議は優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きであり、また、総合規制改革会議の第3次答申においても農地転用規制の厳格化を求められているところであり、この答申を尊重する旨協議決定されているところである。					1442	14422020	沼津市	富士山麓リサーチパーク構想	当該構想区域における農地転用及び農用地区の除外に関する権限を市へ移譲	
農林水産省	1020360	農地転用に関する権限の移譲	農地法第4条、第5条	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。 4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。	C		農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点等を踏まえ、適切な国の関与の在り方を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ更に慎重な検討が必要と考えられており、現在行っている新たな「食料・農産・農村基本計画」の策定に向けた農地転用の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。 なお、県の企業局が農地転用する場合、農地法の転用許可は不要となっている。	農地転用の改革の検討状況について、具体的に示されたい。				農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点等を踏まえ、適切な国の関与の在り方を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ更に慎重な検討が必要と考えられており、現在行っている新たな「食料・農産・農村基本計画」の策定に向けた農地転用の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。具体的には、食料・農産・農村政策審議会企画部において議論されているところである。					1516	15162020	静岡県浜西市	高品質なものづくり基盤創造「企業誘致促進」構想	現在、農地転用については農知事の許可が必要であり、4haを超えるものについては、農林水産大臣の許可が必要となっている。公的機関(県の企業局や市の土地開発公社)が、地域再生計画に位置づけられた土地について、実質として、農知事の許可とする。	
農林水産省	1020370	農地転用許可権限の移譲	農地法第4条、第5条	4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。	C		農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点等を踏まえ、適切な国の関与の在り方を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ更に慎重な検討が必要と考えられており、現在行っている新たな「食料・農産・農村基本計画」の策定に向けた農地転用の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	農地転用許可については、法令に定められた農地転用許可基準に基づき判断されたい。			右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	農地転用許可については、法令に定められた全国統一の農地転用許可基準に基づいて行われており、国の関与は、転用許可基準の改正等にとどめるべきと考えられているので、再度検討願いたい。			農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点等を踏まえ、適切な国の関与の在り方を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ更に慎重な検討が必要と考えられており、現在行っている新たな「食料・農産・農村基本計画」の策定に向けた農地転用の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。具体的には、食料・農産・農村政策審議会企画部において議論されているところである。	1595	15952040	北海道	活力ある農業・農村再生プラン	4haを超える農地転用について農林水産大臣の許可権限を通知事に移譲する。大臣転用許可件数は、年間10件程度であり、転用許可基準が法制化されていることから、権限移譲を要するに当たらず、事務能力及び体制上の問題はなし。	
農林水産省	1020380	農用地区域整備の同意の原則の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意を要する。	C		事業の実施にあたっては、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれないこと等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。 なお、農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は1haの土地の除外にのみ検討して行うものである(経済事情の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するもの)であり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きであり、また、総合規制改革会議の第3次答申においても農地転用規制の厳格化を求められているところであり、この答申を尊重する旨協議決定されているところである。	提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				事業の実施にあたっては、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれないこと等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。 また、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事前協議等に対応するとともに、関係部間の連絡調整を円滑に行うよう国として助言するなど、迅速化に努めているところである。 なお、農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は1haの土地の除外にのみ検討して行われるものである(経済事情の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するもの)であり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きであり、また、総合規制改革会議の第3次答申においても農地転用規制の厳格化を求められているところであり、この答申を尊重する旨協議決定されているところである。					1516	15162030	湖西市	高品質なものづくり基盤創造「企業誘致促進」構想	現在、市が作成する農業振興地域整備計画書で定める「農用地利用計画」を変更するときは、農知事に協議し、同意を得なければならないこととなっている。公的機関(県の企業局や市の土地開発公社)が、地域再生計画に位置づけられた土地について、実施する事業に限り、その協議及び同意を不要とする。	

農林水産省

担当府省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
農林水産省	1020390	農林水産省補助事業及び土地改良事業の基盤整備完了後8年未満の農地の農用地区域からの除外	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。	D-1		提案概要に係る施設の内容、配置等が明らかでないが、耕作又は養畜の業務に必要な農用施設に該当する施設については、農用地区域内に設置可能である。 また、これにあたる施設であっても市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置付けられた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、駐車場等の整備という提案の趣旨は現行の制度で実現が可能である。					提案概要に係る施設の内容、配置等が明らかでないが、耕作又は養畜の業務に必要な農用施設に該当する施設については、農用地区域内に設置可能である。 また、これにあたる施設であっても市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置付けられた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、駐車場等の整備という提案の趣旨は現行の制度で実現が可能である。				1365	13652010	塩山市	塩山市農業基盤安定拡大計画	塩山市の基幹産業である農業の状況は、高齢化と後継者不足が進み、農家数と農業従事者の減少は深刻である。この農業を振興させるため、農業基盤を整備し、高品質の農産物を省力化の中で生産し、高収益を得るため努力してきたところである。しかし、農地のまま農業生産所利用できないのは2アール以内を活用されており、農道等を整備してもそれを活用する直売所、農産物加工場、駐車場、トイレなどの建設を行うことができず、農作業のための道路、出荷のための道路としてのみの活用にとまっている。これは、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定されている農林水産省補助事業及び土地改良事業で基盤整備を行った場合、その受益者が事業完了後2年間は農用地区域からの除外が認められないため、今後担い手農業者や新規農業従事者が高収益で魅力ある農業を目指すには、建設物の整備が不可欠であり、補助事業の受益地であっても農用地区域からの除外を許可し、農業振興を図ることとする。
農林水産省	1020400	入山料を徴収し、国民への開放	国有林野管理規程第78条(国有林野への入林)	国有林野管理規程第78条(国有林野への入林) 森林管理局長は、国有林野の適切な管理又は国有林野へ入林する者の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、国有林野への入林に関する規則を定めることができる。	C		森林浴、登山、動植物観察、トレッキング等のための国有林野への入林は、別途法令等の規制がある場合や安全の観点から入林の規制を行う場合を除き、特段の制限を行っていない。(山採採取については、林産物として売払いや共用林野の契約者の権利の対象となる場合もある) ただし、事業用林道については、安全上の観点等から、一般車の利用を制限しているところである。 入山料を徴収することについては、国民の国有林野の利用の機会を制限することとなるため、困難である。					森林浴、登山、動植物観察、トレッキング等のための国有林野への入林は、別途法令等の規制がある場合や安全の観点から入林の規制を行う場合を除き、特段の制限を行っていない。(山採採取については、林産物として売払いや共用林野の契約者の権利の対象となる場合もある) ただし、事業用林道については、安全上の観点等から、一般車の利用を制限しているところである。 入山料を徴収することについては、国民の国有林野の利用の機会を制限することとなるため、困難である。				1033	10331010	個人	国、道有林育成、開放計画	国有林野においては、森林浴、動植物観察、登山等での入林について、法令等の規制がある場合を除き、特段の規制を行わず国民の利用に供しているところである。 入山料を徴収することについては、国民の国有林野への利用の機会を制限することとなり、国有林野の管理経営の方針である国民の森林として、国民に開かれた管理経営を推進することに沿わないものであること。また、利用者の国有林野への入林方法は、林道、登山道、渓流など多種多様であることから、公平に入山料を徴収することは実態上非常に困難であることから、適切ではないと考えている。
農林水産省	1020410	入山料を徴収し、国民への開放	国有林野管理規程第78条(国有林野への入林)	国有林野管理規程第78条(国有林野への入林) 森林管理局長は、国有林野の適切な管理又は国有林野へ入林する者の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、国有林野への入林に関する規則を定めることができる。	C		森林浴、登山、動植物観察、トレッキング等のための国有林野への入林は、別途法令等の規制がある場合や安全の観点から入林の規制を行う場合を除き、特段の制限を行っていない。(山採採取については、林産物として売払いや共用林野の契約者の権利の対象となる場合もある) ただし、事業用林道については、安全上の観点等から、一般車の利用を制限しているところである。 入山料を徴収することについては、国民の国有林野の利用の機会を制限することとなるため、困難である。					森林浴、登山、動植物観察、トレッキング等のための国有林野への入林は、別途法令等の規制がある場合や安全の観点から入林の規制を行う場合を除き、特段の制限を行っていない。(山採採取については、林産物として売払いや共用林野の契約者の権利の対象となる場合もある) ただし、事業用林道については、安全上の観点等から、一般車の利用を制限しているところである。 入山料を徴収することについては、国民の国有林野の利用の機会を制限することとなるため、困難である。				1033	10332010	個人	国、道有林育成、開放計画	国有林野においては、森林浴、動植物観察、登山等での入林について、法令等の規制がある場合を除き、特段の規制を行わず国民の利用に供しているところである。 入山料を徴収することについては、国民の国有林野への利用の機会を制限することとなり、国有林野の管理経営の方針である国民の森林として、国民に開かれた管理経営を推進することに沿わないものであること。また、利用者の国有林野への入林方法は、林道、登山道、渓流など多種多様であることから、公平に入山料を徴収することは実態上非常に困難であることから、適切ではないと考えている。
農林水産省	1020420	「森林吸収源対策推進特別区域」への森林整備の集中的実施	森林、林業基本法第2条第1項、第4条	森林整備事業(植栽、下刈、間伐等)及び治山事業(谷止工や保安林における本数調整等)による支援措置	C		森林による二酸化炭素吸収量3.9%の確保は、一定地域において森林整備を集中的に実施することでは達成されず、その周辺の森林も含め吸収源とならう森林の全てにおいて適切な整備・保全措置を講ずることにより達成されることをご理解いただきたいと考えます。 なお、提案は、重点区域を国が改めて「森林吸収源対策特別推進区域」として指定し、国の委託事業として整備することを求めていることから、予算削減とならないものかどうかを含め、再度の御検討をお願いします。					温暖化対策における森林吸収源の確保は国の重要施策ですが、その推進に当たっては全ての育成林の整備を通じて、吸収源の確保を図ることであり、特定の森林のみを選択的に国の事業対象とすることは適当ではないと考えています。また、現状の森林整備水準では吸収量が3.1%水準に止まると見込まれている中で、一部の森林に国の事業を集中的に投入した場合、他の森林にわずかの及び、かつて吸収目標の達成につながらないものと考えられ、提案意見にある「周辺地域への補助事業の効果的配分」も期待できないものと考えられます。なお、国としては今後とも吸収源対策としての森林の整備・保全を善美に推進して参りたいと考えております。				1156	11562010	青森県	地球温暖化に資する森林整備による雇用創出構想	民有林の整備は、国民の森林に対する意識が深まりつつあるものの木材価格の低迷などに伴う林業不振により遅れており、森林の持つ公益的機能が低下してきている。 京都協定では、温室効果ガス6%削減目標のうち、3.9%を森林による吸収量で確保することとしているが、現状の整備水準では、3.1%にとどまる見込みであり、地域の対応だけでは、目標吸収量の達成は困難な状況であり、その取組みが急務となっている。 このため、国が、国際約束と森林整備の公益性に鑑み、地球温暖化防止森林吸収源10%年増産を善美に推進するため、我が国で定めた「森林吸収源対策推進特別区域」に指定するとともに、当該区域における実施主体を全面委託する形で森林整備を集中的に実施することにより、地球温暖化防止への貢献と地域雇用の創出による地域の活性化を図る。
農林水産省	1020430	公共施設整備事業における木造公共施設の徹底	木材利用推進関係庁連絡会議の設置について	平成8年に設置した「木材利用推進関係庁連絡会議」を通じて、木材利用推進に向けた連携を図っているところ。	D-1		農林水産省においては、平成15年8月に「農林水産省木材利用拡大行動計画」を策定し、具体的な数値目標を設定して、農林水産省所管の公共土木工事や補助事業において、木材利用を進めている。 また、「木材利用推進関係庁連絡会議」等の場を活用して、関係府庁に対して、木材利用の促進について要請しており、他府庁においても公共土木事業や公共施設において木材利用を推進しているところである。					「農林水産省木材利用拡大行動計画」については、公共部門において木材利用の拡大を図り、民間部門の先導役としての役割を果たしていくことが重要との考えに基づき策定したところである。また、「木材利用推進関係庁連絡会議」等を通じた連携により、公共土木工事や公共施設への木材利用を推進しているところであり、既に木材利用拡大の木材利用の理解は得られているものと考えている。地域における木造公共施設の整備については、貴県において数値目標を提示した計画を立てる貴県の特長等を踏まえた木材利用の推進を図ることとされたい。				1321	13212010	愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	平成8年度に、関係府庁からなる「木材利用推進関係庁連絡会議」を設置し、木材利用促進を進められているが、今後とも、公共施設の木造化を推進するため、同会議において、具体的な木材利用推進プログラムや数値目標を提示するなど、より一層の木材利用推進の徹底を図ることを要望する。
農林水産省	1020440	森林国営保険補償対象の拡大	森林国営保険法第2条	森林国営保険制度は、政府が森林国営保険法等に基づき森林について火災、気象災及び噴火災による損失を補償することを通じて森林資源の維持増進及び林業経営の安定に資するものである。本制度は、昭和12年に林齢20年生以下の森林を対象に火災を保険対象事として創設され、森林被害の発生状況や森林所有者の保険需要の変化に対応し、林齢制限の撤廃、保険事故の追加を行う等の制度の改正を経てきている。	C		森林の病虫害については、被害の発生が特定地域に限定されるという特性がある。仮に、これを保険事故とした場合、逆選択が行われやすくなり、被害が発生する限定的な地域の保険金支払いに全国の保険加入者の保険料が使われ、加入者間の危険度と負担のバランスが崩れ、森林国営保険の健全な事業運営に支障をきたす可能性が高い。さらに、これにより森林の火災、気象災及び噴火災による損失を補償する目的が達成できなくなる恐れがある。また、病虫害をサブジョンとする保険設計の場合、病虫害の発生が多い特定地域の森林のみが保険の対象となることから、極めて高い保険料となり、保険が成り立ち得ないものと考えられる。なお、森林国営保険では3年ごとに最新の事故率を基に保険料率の見直しを行い、適正な保険設計に努めている。以上から、森林国営保険の補償対象として病虫害を加えることは困難である。				森林の病虫害については、被害の発生が特定地域に限定されるという特性がある。仮に、これを保険事故とした場合、逆選択が行われやすくなり、被害が発生する限定的な地域の保険金支払いに全国の保険加入者の保険料が使われ、加入者間の危険度と負担のバランスが崩れ、森林国営保険の健全な事業運営に支障をきたす可能性が高い。さらに、これにより森林の火災、気象災及び噴火災による損失を補償する目的が達成できなくなる恐れがある。また、病虫害をサブジョンとする保険設計の場合、病虫害の発生が多い特定地域の森林のみが保険の対象となることから、極めて高い保険料となり、保険が成り立ち得ないものと考えられる。なお、森林国営保険では3年ごとに最新の事故率を基に保険料率の見直しを行い、適正な保険設計に努めている。以上から、森林国営保険の補償対象として病虫害を加えることは困難である。				1418	14182010	宮崎県	地域材活用活性化構想	【森林国営保険補償対象の拡大】 ・現行の森林国営保険制度では、補償対象災害の範囲が火災、気象災及び噴火災に限定されている。そこで、農林共済制度と同様、近年増加している病虫害や噴火等について、当該保険での補償対象に拡大し、保険適用を可能とするものである。	



農林水産省

担当府省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
農林水産省	1020450	入野松原の大方町における一括管理それに伴う権限・財源の移譲	森林法 国有林野管理規程第13条、第14条、レクリエーションの森の管理運営について(48林野管第173号林野庁長官通達)	保安林内において立木を伐採する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、人工林に係る択伐及び間伐については許可によらず事前に届出を提出することにより実施することが可能。また、除伐や植栽、下刈り等については許可等は不要。	E	保安林に指定された松林の再生のための整備に必要な植栽や保育、除伐は許可不要とされているほか、間伐又は人工林に係る択伐についても事前の届出により許可不要とされている。また、保安林内で行う立木の伐採の制限の内容は、当該保安林の有する公益的機能の確保の観点から必要最小限度のものとしており、当該許可等の権限を町へ移譲することにより適否の判断が異なるものとなる。このため、本提案については事実確認である。なお、前述の間伐及び択伐以外の立木の伐採の許可についても、標準処理期間(30日)を定め、事務の迅速化を図っているところである。	提案は、入野松原を、統一した再生計画のもとで総合的に整備するようものであるが、提案は実現できると解して良いか。	事前の届出自体を不要とする、つまりその権限そのものを町への移譲を求めているのであり、提案の内容に添った正確な回答となっていない。また、公益機能の確保の判断は市町村の判断でいいのではないかと、全国一律の規制が必ずしも公益機能を保障しているとは限らず、住民生活に最も近い政府である、市町村の権限と判断で十分であると思われる。							1553	15531010	高知県大方町	入野松原再生住民プロジェクト構想	入野松原においては、保安林指定(防風・潮害対策・保健)、入野松原自然公園(普通地域)、史蹟名勝天然記念物、鳥獣保護区、レクリエーションの森、土佐西南大規模公園(都市公園)に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管官庁に協議をしなければならぬため、統一した管理や整備ができないばかりでなく、迅速な対応ができない。そのため協議を推進し、一括法でかかる権限と税源を大方町に移譲する。	
農林水産省	1020450	入野松原の大方町における一括管理それに伴う権限・財源の移譲	森林法 国有林野管理規程第13条、第14条、レクリエーションの森の管理運営について(48林野管第173号林野庁長官通達)	保安林内において立木を伐採する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、人工林に係る択伐及び間伐については許可によらず事前に届出を提出することにより実施することが可能。また、除伐や植栽、下刈り等については許可等は不要。	E	保安林に指定された松林の再生のための整備に必要な植栽や保育、除伐は許可不要とされているほか、間伐又は人工林に係る択伐についても事前の届出により許可不要とされている。また、保安林内で行う立木の伐採の制限の内容は、当該保安林の有する公益的機能の確保の観点から必要最小限度のものとしており、当該許可等の権限を町へ移譲することにより適否の判断が異なるものとなる。このため、本提案については事実確認である。なお、前述の間伐及び択伐以外の立木の伐採の許可についても、標準処理期間(30日)を定め、事務の迅速化を図っているところである。	提案は、入野松原を、統一した再生計画のもとで総合的に整備するようものであるが、提案は実現できると解して良いか。	事前の届出自体を不要とする、つまりその権限そのものを町への移譲を求めているのであり、提案の内容に添った正確な回答となっていない。また、公益機能の確保の判断は市町村の判断でいいのではないかと、全国一律の規制が必ずしも公益機能を保障しているとは限らず、住民生活に最も近い政府である、市町村の権限と判断で十分であると思われる。							1553	15532010	大方町	入野松原再生住民プロジェクト構想	入野松原においては、保安林指定(防風・潮害対策・保健)、入野松原自然公園(普通地域)、史蹟名勝天然記念物、鳥獣保護区、レクリエーションの森、土佐西南大規模公園(都市公園)に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管官庁に協議をしなければならぬため、統一した管理や整備ができないばかりでなく、迅速な対応ができない。住民生活と密着した松原の再生を図るために、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」に権限と財源を移譲することによって、統一した再生計画のもとで総合的に整備することができる。	
農林水産省	1020460	国有林分収造林・分収育林事業の特設事業	国有林野の管理運営に関する法律	須木村から具体的な箇所について分収造林及び分収育林の要望があれば、当該箇所が国有林野の管理運営上、特に支障とならない場合には、分収造林契約及び分収育林契約を締結することは可能である。	C	須木村から具体的な箇所について分収造林及び分収育林の要望があれば、当該箇所が国有林野の管理運営上、特に支障とならない場合には、分収造林契約及び分収育林契約を締結することは可能である。ただし、契約箇所の地上権の権限委譲については、国有財産法第18条において行政財産(国有林の企業用財産を含む)に私権(地上権を含む)を設定することはできない旨規定されているところであり、困難である。また、分収制度は、契約満了時に契約箇所の立木を全て伐採し、その収益を契約に基づき(国と造林者)費用負担者で分収する制度であり、契約箇所の立木を伐採して収益を上げることが目的であることから、伐採を前提としない分収林契約の締結は困難である。さらに、分収造林は伐採を前提とした制度であることから、契約期間は標準伐期(林木の年成長が最大となる時期を基準とし、その利用価値を考慮して定められた分収(伐採)の時期)を考慮して最長契約期間を60年間と定められているものであり、これを超える100年間の契約は困難である。	提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。	須木村から具体的な箇所について分収造林及び分収育林の要望があれば、当該箇所が国有林野の管理運営上、特に支障とならない場合には、分収造林契約及び分収育林契約を締結することは可能である。ただし、契約箇所の地上権の権限委譲については、国有財産法第18条において行政財産(国有林の企業用財産を含む)に私権(地上権を含む)を設定することはできない旨規定されているところであり、困難である。また、分収制度は、契約満了時に契約箇所の立木を全て伐採し、その収益を契約に基づき(国と造林者)費用負担者で分収する制度であり、契約箇所の立木を伐採して収益を上げることが目的であることから、伐採を前提としない分収林契約の締結は困難である。さらに、分収造林は伐採を前提とした制度であることから、契約期間は標準伐期(林木の年成長が最大となる時期を基準とし、その利用価値を考慮して定められた分収(伐採)の時期)を考慮して最長契約期間を60年間と定められているものであり、これを超える100年間の契約は困難である。							1575	15751010	須木村	国有林野活用・再生型須木村グリーンツーリズム	景観や機能から配慮して特に必要と認められる箇所については、須木村と分収造林契約もしくは、分収育林契約を締結し、その地上権を須木村へ委譲する。またその場合、分収の権限が発生するが、広葉樹については、その材価としての価値を問うものではないため、発生した収入については、分収するが、皆伐は考えず、期限を100年とし、契約更新を可能とすること。	
農林水産省	1020470	国有林分収造林・分収育林事業の特設事業	国有林野の管理運営に関する法律	須木村から具体的な箇所について分収造林及び分収育林の要望があれば、当該箇所が国有林野の管理運営上、特に支障とならない場合には、分収造林契約及び分収育林契約を締結することは可能である。	C	須木村から具体的な箇所について分収造林及び分収育林の要望があれば、当該箇所が国有林野の管理運営上、特に支障とならない場合には、分収造林契約及び分収育林契約を締結することは可能である。ただし、契約箇所の地上権の権限委譲については、国有財産法第18条において行政財産(国有林の企業用財産を含む)に私権(地上権を含む)を設定することはできない旨規定されているところであり、困難である。また、分収制度は、契約満了時に契約箇所の立木を全て伐採し、その収益を契約に基づき(国と造林者)費用負担者で分収する制度であり、契約箇所の立木を伐採して収益を上げることが目的であることから、伐採を前提としない分収林契約の締結は困難である。さらに、分収造林は伐採を前提とした制度であることから、契約期間は標準伐期(林木の年成長が最大となる時期を基準とし、その利用価値を考慮して定められた分収(伐採)の時期)を考慮して最長契約期間を60年間と定められているものであり、これを超える100年間の契約は困難である。	提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。	須木村から具体的な箇所について分収造林及び分収育林の要望があれば、当該箇所が国有林野の管理運営上、特に支障とならない場合には、分収造林契約及び分収育林契約を締結することは可能である。ただし、契約箇所の地上権の権限委譲については、国有財産法第18条において行政財産(国有林の企業用財産を含む)に私権(地上権を含む)を設定することはできない旨規定されているところであり、困難である。また、分収制度は、契約満了時に契約箇所の立木を全て伐採し、その収益を契約に基づき(国と造林者)費用負担者で分収する制度であり、契約箇所の立木を伐採して収益を上げることが目的であることから、伐採を前提としない分収林契約の締結は困難である。さらに、分収造林は伐採を前提とした制度であることから、契約期間は標準伐期(林木の年成長が最大となる時期を基準とし、その利用価値を考慮して定められた分収(伐採)の時期)を考慮して最長契約期間を60年間と定められているものであり、これを超える100年間の契約は困難である。							1575	15752010	須木村	国有林野活用・再生型須木村グリーンツーリズム	景観や機能から配慮して特に必要と認められる箇所については、須木村と分収造林契約もしくは、分収育林契約を締結し、その地上権を須木村へ委譲する。またその場合、分収の権限が発生するが、広葉樹については、その材価としての価値を問うものではないため、発生した収入については、分収するが、皆伐は考えず、期限を100年とし、契約更新を可能とすること。	
農林水産省	1020480	都道府県知事の保安林解除に関する特例市への委譲	森林法	民有保安林のうち、森林法第25条第1項第4号以下の目的の達成のために指定された保安林及び重要流域以外の森林法第25条第1項第1号から第3号のために指定された保安林の解除については、都道府県知事の権限である。	E	保安林の指定の解除については、法令等に基づき行われるものであり、権限者による解除に係る審査内容及び適否の判断等が変わるものではなく、特例市に権限を移譲したことにより、支援措置に係る提案事項の内容にあるように「企業の一時的に柔軟な対応を行う」として、早急な保安林手続きを可能とする。なお、保安林の指定解除の事務手続きについては、標準処理期間を定め、事務の迅速化を図っているところである。	特例市に権限委任することについて、再度検討し、回答された。できない場合は、なぜ特例市に委任できないのかの理由を具体的に示されたい。	都道府県知事権限である重要流域域外の保安林解除に関する権限を特例市へ権限委譲することが可能かどうかについてご回答をいただけた。	D-1 C						1317	13172010	興市	昭和東地区地域再生プロジェクト構想	市街地調整区域において新規工業団地の造成を計画しているが、計画区域周辺には歴史的景観の保安林が点在しており、通常ではこれらの保安林解除にはかなりの年月を要するため工業団地の造成が急務である当市は保安林を避けた区域において第1工区の工業団地造成に着手したところである。このため森林法第25条の2、第26条の2で規定されている県知事権限の保安林の解除権を特例市に権限委譲することにより、今後保安林を含む工業団地の造成を推進し、配管等の企業の一時的に柔軟な対応を行うとともに、早急な保安林手続きを可能なものとする。早急な保安林手続きを可能なものとするにより、より良好な工業団地の造成を実施するとともに進出企業の立地を促進し、地域の活性化と雇用の創出を図るものである。	

